

# 「子どもたちをハラスメントから 守るために大人ができること」 ～安心安全なラグビー環境づくり～

福岡県ラグビーフットボール協会  
理事（法務・インテグリティ担当）  
弁護士 堀内 恭彦

1

“Integrity of Sport” = スポーツの完全性・高潔性

スポーツにおける「インテグリティ」とは、  
「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」にあることを指す。

## Integrity of Sportを脅かす要因



2

## ラグビー憲章

「ラグビー憲章」では、**ラグビーの価値を高める5つの要素**が述べられている

インテグリティは、すべての土台になる基本の姿勢・精神である

<b>品位</b>	<b>INTEGRITY</b>
<b>情熱</b>	<b>PASSION</b>
<b>結束</b>	<b>SOLIDARITY</b>
<b>規律</b>	<b>DISCIPLINE</b>
<b>尊重</b>	<b>RESPECT</b>

3

## インテグリティ（品位～誠実、健全、高潔）

### 1 競技の場面

スポーツの運営とプレーに関わる人は、全て、プレーヤーに対して配慮する義務がある

➡適切な予防手段を整備することで、スポーツ特有の危険を関係者が管理することができる

4

# インテグリティ（品位～誠実、健全、高潔）

## 2 概念の広がり

インテグリティの概念は、指導者・プレーヤー及び全ての関係者に対し、競技の場面のみならず、日常生活や社会生活の場面においても、広く、責任ある行動と自覚を求めるものである

➡「コンプライアンス＝法令遵守」よりも、さらに広い概念と言える

5

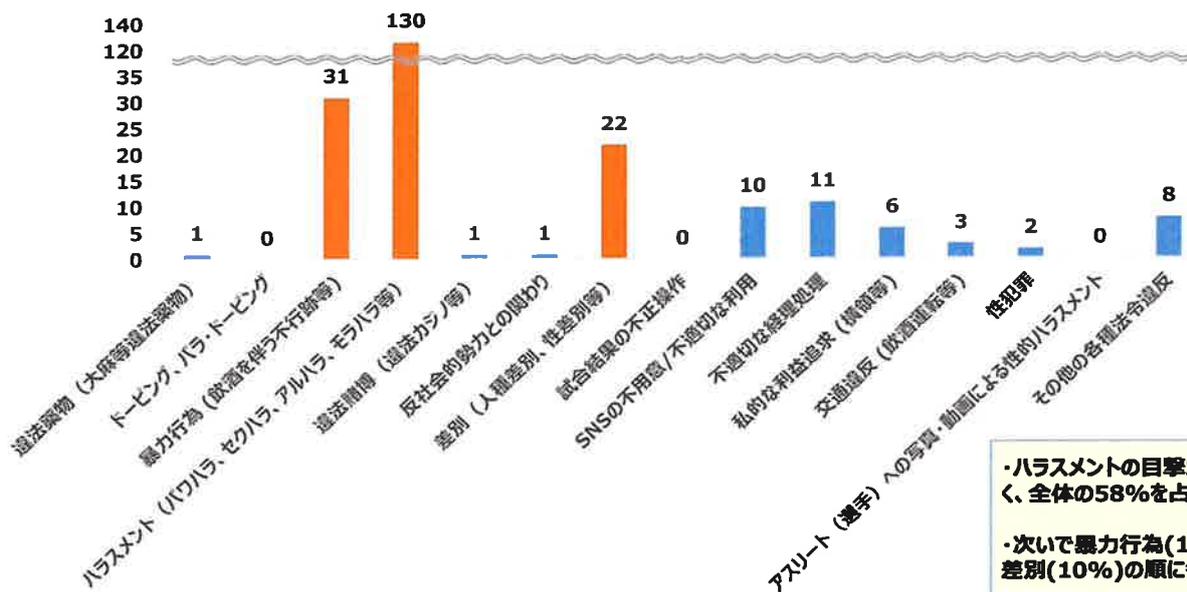
## インテグリティを阻害する15の要因

- 1 違法薬物（大麻等違法薬物）
- 2 ドーピング、パラ・ドーピング
- 3 暴力行為
- 4 ハラスメント（パワハラ、セクハラ、アルハラ、モラハラ等）
- 5 違法賭博（違法カジノ等）
- 6 反社会的勢力との関わり
- 7 差別（人種差別、性差別等）
- 8 試合結果の不正操作
- 9 SNSの不用意/不適切な利用
- 10 不適切な経理処理
- 11 私的な利益追求（横領等）
- 12 交通違反（飲酒運転等）
- 13 性犯罪
- 14 その他の各種法令違反
- 15 ラグビーの価値を下げるすべての行動

6

# 保護者アンケート

## 所属チームで見たことがあるコンプライアンス違反事案



7

## 暴力行為・ハラスメント (パワハラなど)

他人を殴る、蹴る、押す、倒す

➡暴行罪、傷害罪などの犯罪に該当

「馬鹿」「アホ」「死ね」「やめてしまえ」「強化費の無駄だ」  
など人格を傷つけ、自尊心を損なわせる言動

➡パワハラに該当 = 人権侵害であることを認識すべき

### 【関連法令】

- 損害賠償 民法709条 (不法行為)
- 刑事罰 暴行、傷害、脅迫、強要、名誉毀損、侮辱罪

8

## パワハラ6類型

### I 身体的な攻撃

殴る、蹴る、平手打ち（ビンタ）、バットや竹刀で叩く、物を投げつける  
直接身体に触れなくても、長時間立たせる、脱衣・断髪などを強要する

### II 精神的な攻撃

プレーヤーの人格や尊厳を否定したり、プレーヤーを差別するような発言

### III 人間関係から切り離し

プレーヤーを孤立させる、無視する、相手を精神的に追い詰める

### IV 過大な要求

過剰な負荷を設定したトレーニングをさせる、ケガをしているにもかかわらずプレーを強要する

### V 過小な要求

正当な理由なくプレーさせない、合理性なく能力や経験とはかけ離れた程度の低い練習を命じる

### VI 個の侵害

個人情報の流用、プライベートへの過度な立ち入り行為

9

## セクシャルハラスメント（セクハラ）

セクシャルハラスメント（セクハラ） = 性的な嫌がらせ

嫌がらせに当たるか否か？

➔ 「平均的な一般人」が不快に感じるかどうか、で判断

何を不快に感じるかは個人差があるが、勝手な思い込みで「この程度であれば大丈夫」と考えるのは危険

（例）身体をむやみに触る、身体的特徴（胸の大きさなど）  
に言及する

### 【関連法令】

- 損害賠償 民法709条（不法行為）
- 刑事罰 強制わいせつ、強制性交等、ストーカー規制法

10

## SNSの不用意/不適切な利用

不用意な発言や写真をアップすると、炎上するおそれ  
一度アップした情報は**消去することがほぼ不可能**

➡後悔しても遅い！

他人の誹謗中傷、団体への不平不満、差別的発言、政治や宗教に関する話題はすべきではない

➡「表現の自由」はあるが、アスリートは自己の言動が社会から注目されていることを常に意識すべき

【関連法令】 ●損害賠償 民法709条（不法行為）  
●刑事罰 名誉棄損、業務妨害罪

11

## 暴力を振るってしまう指導者 4つのタイプ

### 1 確信犯型

➡暴力を振るうことが有益で必要だと信じている

### 2 不適切思考型

➡憂さ晴らし・ストレス解消で暴力を振るい、楽しむ

### 3 感情爆発型

➡感情のコントロールを失って暴力を振るう

### 4 指導方法わからず型

➡暴力は悪だと理解しているが、指導方法を知らない

12

# 保護者アンケート

## 所属チームでのコンプライアンス違反事案【暴力行為・暴言】

### <暴力>

- コーチが選手である息子を殴る。
- 幼児の時監督に強く突き飛ばされた。
- コーチ対生徒の練習中に、子どもに対し危険なタックルや反則プレーなどコーチによる危険なプレーが続いた。それをされていた子どもは我慢しながらもおかしいと感じ少しづつ言葉に出していたがやめてもらえず、見かねて一緒に練習していた子どもが、おかしいや、と発言すると、その子に対し危険なプレーをしていたコーチが馬乗りになり殴りかかった。されていた本人も、自分がちゃんと言えなかったから友達がそんな目にあつた、と泣き心を痛めた。
- 子供同士ですが、後ろから押して転倒させる。それが骨折に繋がりました。その後の保護者の対応に疑問が残りました。

### <選手への暴言> (多数)

- 監督が試合中に選手をどなりつける。叱咤激励の域を超えており、選手も萎縮してしまうし、保護者として観戦していたがすごく嫌な気分になった。
- 試合中、監督が選手に罵声を浴びせる。
- コーチが子供に練習に来るな！と怒鳴りその後威圧な態度で子供を脅していた。
- 練習中にヘッドコーチを主体に「下手くそ、ヘボ、気持ち悪い」などの暴言があった。
- 密室で監督から生徒への暴言、脅しがあり、物を投げつけられた。

13

# 保護者アンケート

## 所属チームでのコンプライアンス違反事案【ハラスメント】

### <パワハラ> (多数)

- 選手である息子に罰として昼食を与えない。
- 保護者がコーチとしての協力を断ったことで、半年間も息子が厳しく当たられた。
- 負け試合では会場解散時刻が過ぎているにも関わらず選手に対し罰として走り込みをさせ当の本人はケラケラ笑って見ている。
- テスト結果が悪いと走らせる。
- ヘッドコーチが合宿で完食しないとジュース飲ませないと行って無理した子が皆の前で嘔吐。上級学年はそんなことなく楽しく過ごしたそうだが、完食できなかった他の子どもジュースは飲ませてもらえず持ち帰られた。
- 県選抜と地区選抜どちらにも選ばれ、選手本人の意思で県選抜を辞退しようとする、それならば地区選抜の権利も剥奪すると言われた。

### <モラハラ>

- 保護者間による在籍年数によるハラスメント(その保護者の考えが絶対。意見すると無視される)
- コーチからプレイ面を罵倒されるだけでなく『ぶた』などと外見面や人間性を否定するような発言が断続的にありました。
- その子の見た目をわざと動物に例えたり、小馬鹿にしたように笑っていた。

14

## 保護者アンケート

### 所属チームでのコンプライアンス違反事案【ハラスメント】

#### <アルハラ>

- 各大会後などにある飲み会の参加強要
- 母親だけで次期役員決めをする目的で招集されるが、予定されていないヘッドコーチが途中参加し飲酒が中心となり話し合いではなくただの飲み会になった。夕方には終了する予定がヘッドコーチが帰り辛い雰囲気をつくり2時間以上超過する事となる。
- 中学のコーチによる合宿で喫煙、飲酒
- 酒の差し入れ等の要求

#### <セクハラ>

- 合宿時の入浴写真がLINEで流れる。
- ある指導者（男）と保護者（女）が子供の前で、ベタベタする。他の親からも疑問が出ており、子供も不思議がっている。犯罪ではないが、子供達の前でやめてほしい。

15

## 保護者アンケート

### 所属チームでのコンプライアンス違反事案【その他】

#### <危険な指導>

- 顧問が新入生(未経験者)にヘッキヤをつけないまま、中3のタックルを受けさせる。
- 怪我や病気の診断が出ていても、「そんなことくらいで弱いやつだ」などと責められ参加を強要される。
- 寮監督からの体罰で寝させない、その睡眠不足の中、練習をさせる、試合前も同じく、寮監督も顧問も最悪の体調だとわかっている中、プレーさせる。
- スクールコーチが勝利至上主義で、そのためなら小学3年生の子供達に対しラフプレー（ハイタックル、ボールキャリアーの場合は肘打ち）を教え込んでいる。チーム戦や交流戦で実際に頭を打ち、怪我をってしまった子供達を複数見ている。
- 真夏の炎天下で練習を行う。

#### <学業との両立>

- 模試や大学の見学よりも、練習や練習試合を優先させる。(チームよりも自分の事を優先させるのか？その日にお前が休んでチームに迷惑をかけてもいいのか？と言われた)
- 学校の定期テスト及びテスト勉強による練習の休みが取りにくい環境にある。

16

# 保護者アンケート

## 所属チームでのコンプライアンス違反事案【差別】

### <最属>

- 練習に来ないのに、コーチの子どもだから試合に出場させ、いつも真面目に練習に来ている子どもは補欠だった。
- コーチにすり寄って媚を売る保護者、子どもへの忖度がひどい。実力や子ども達からの信頼が全くないにも関わらず試合に出す、キャプテンにする、可愛がるなど。媚を売ったり出来ない子どもにたいしてはきつくあたっています。

### <Aチームとの差別>

- 一軍以外は練習も別メニュー。一軍中心で、それ以外は昇格のチャンスもないし、練習もさせて貰えない。高校へ内部進学しないと分かった時点で部活練習にも行かせて貰えない。
- コーチ陣の子どもを大きな大会で活躍させるため、その子どもと一部の優秀な選手のみAチームで別メニューで練習させ、他の子にはそこに入るチャンスが与えられず、同等な指導もされなかった（どうでもよいような扱いを受けた）。

### <未経験者への差別>

- 経験が浅い子に、練習中のプレーが上手くできないと鼻で笑いまともに指導しようとされない。

17

# 保護者アンケート

## 所属チームでのコンプライアンス違反事案【SNS】

### <誹謗中傷>

- 指導者個人のSNSやブログでの子どもや保護者への批判。

### <個人情報・写真の公開>

- 個人アカウントをあたかもチームのアカウントのようにして、発信している。子どもたちの名前や顔も出している。保護者には了承を得ていない。
- SNSで個人のプライベート情報を発信する。
- コーチと当事者間での退団するまでのやりとりの内容をLINEをグループLINEにあげた。

### <その他>

- 保護者コーチによるスクールホームページの悪質な改ざん。スクール運営者や、他保護者に対する迷惑行為。

18

# 全てはプレイヤーのために

## 1 PLAYERS FIRST

➡スポーツの主役であるプレイヤーを最優先に考えて指導や試合が展開されるべき

## 2 現場でのトラブルの増加

➡怪我、ケンカ、体罰、試合に出られないのは指導者の責任？集団のルールを守らない、理不尽な難題を押しつけるモンスターペアレンツ？

➡主役はプレイヤー（選手、生徒、子ども）  
指導者でも保護者でもない！

19

# 全てはプレイヤーのために

## 3 コミュニケーションの重要性

➡スポーツ訴訟の増加

➡一番の解決方法は、指導者と選手・保護者との  
日頃からのコミュニケーション

## 4 理念の重要性

➡クラブにおいて、確固たる「理念」を持つことが大切

➡クラブの理念とは何か？を常に問い、その理念を十分に理解してもらうことで、保護者は子どもを託し、指導者・クラブのファンを増やすきっかけとなる

20

## 相談窓口の設置

インテグリティに反する行為に対応するための「インテグリティ相談窓口」を設置 (2018.4)

< 外部弁護士による対応 >



インテグリティ追求 相談窓口

<https://www.rugby-japan.jp/jrfu/integrity>



インテグリティ相談窓口は、日本ラグビーフットボール協会が策定している「**倫理及び処分規程**」に違反する行為に対処するために設置された自己浄化・自己修復の仕組みです

21

## インテグリティ対策の強化を

日本ラグビー協会に登録されている各チームの皆様は、インテグリティの重要性を理解し、以下の3点について取組みをお願いします

	項目	目的/内容
1	インテグリティ/コンプライアンス/ガバナンスについての学習	何が問題となっているのか、何が問題となるのかを理解する
2	問題への適切な対応とラグビー協会への報告	問題の解決と実態把握/対策検討(軽度のものから)
3	JRFU 『インテグリティ相談窓口』 の利用	外部弁護士による適切な対応の実施

22

## 参考資料 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」 (日本スポーツ協会HP)

### スポーツ指導者のための倫理ガイドライン

スポーツの意義や価値が改めて問われている昨今、日本体育協会では、スポーツ指導者の望ましい考え方や行動についてガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインでは「スポーツの価値」「プレーヤーズファースト」「フェアプレー」の視点から、安全で、正しく、楽しいスポーツ活動をサポートするためのプレーヤーと指導者の望ましい関係づくりについて解説しています。

また、暴力やハラスメントなどの反倫理的行為が起きる背景や影響、指導者としての注意点なども網羅しています。スポーツ指導者はもちろんのこと、保護者や審判員、運営担当者など、スポーツに関わるすべての方にご一読いただき、本ガイドラインの趣旨を共有することで、スポーツ界から反倫理的行為を根絶するための一助となれば幸いです。



<内容>

- I. スポーツの意義と価値
- II. スポーツ指導者の役割
- III. スポーツ指導者の心得
- IV. 倫理的問題が起こらないために
- V. 資料編

全文ダウンロード 

<http://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid/677/Default.aspx#book01>

23

## 参考書籍 「グッドコーチング」



著作者 スポーツ庁、日本スポーツ協会／制作協力

日本スポーツ法学会／法律監修  
星野邦夫、土屋裕睦／執筆協力

出版社 PHP研究所

価格 ¥660

当書籍は、暴力・パワハラを起こさないために指導者として身につけるべき基本的な考え方や、様々なパワハラ事案への対応についてわかりやすく解説したスポーツ指導者のためのガイドブックです。

シリーズ第2弾として、ジュニア指導編も出版されています。

※書店での一般市販はしていません。

<https://www.php.co.jp/manual/detail.php?code=84479>

24

## 必要なことは？

問題を問題と**感じる力**

問題に対応する**行動力**

➡ラグビーに携わる者として  
協会に携わる者として

➡自覚と研鑽

25

## ご清聴ありがとうございました

【プロフィール】 弁護士 堀内恭彦  
1965年 福岡市生まれ 修猷館高校、九州大学法学部卒  
「弁護士法人堀内恭彦法律事務所」代表弁護士



企業法務を中心に、暴力団・反社会的勢力対策、クレーマー対策、コンプライアンス対策を専門とする。  
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長、九州弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会委員長  
などを歴任。

現在、九州ラグビーフットボール協会及び福岡県ラグビーフットボール協会理事（スポーツ・インテグリティ保護強化担当）として、暴力・体罰、パワハラ・セクハラ、ガバナンス欠如などの様々な脅威からスポーツの価値を守る取組を行っている。

九州大学ラグビー部監督。

【弁護士法人堀内恭彦法律事務所】 Yasuhiko Horiuchi LAW OFFICE  
〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-13-10 赤坂有楽ビル8階  
Tel: 092-751-7355 Fax: 092-751-7356  
URL: <https://horiuchi.law/>  
E-mail: [yasu15@aurora.ocn.ne.jp](mailto:yasu15@aurora.ocn.ne.jp)

26